

銚子市まちづくりサポートルーム管理運営要綱

(設置目的)

第1条 本市は、市民団体等が、自発的な公益活動を行う場所としてまちづくりサポートルームを設置し、活動団体の交流、情報の収集、発信とその共有、資料等作成作業等の活動の場所を確保することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 まちづくりサポートルームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 銚子市まちづくりサポートルーム

位置 銚子市若宮町1番地の1

(利用者の制限)

第3条 銚子市まちづくりサポートルーム(以下「ルーム」という。)の利用者を次のとおり制限する。

対象利用者 特定非営利活動法人(団体)、ボランティア団体、市民活動団体(公益活動を行うもの)、PTA、町内会

対象外 趣味の団体、サークル活動団体、宗教団体、政治団体、選挙活動団体

(開所時間)

第4条 ルームの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第5条 ルームの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用の申請等)

第6条 ルームを利用しようとする者は、銚子市まちづくりサポートルーム利用申請書兼登録シート（別記様式第1号（初めて利用する時））又は銚子市まちづくりサポートルーム利用申請書（別記様式第2号（2回目以降利用する時））を市長に提出しなければならない。

2 前項の利用申請は、ルームを利用しようとする日の前月1日から利用日の7日前までの間に行わなければならない。

（利用者の遵守事項）

第7条 ルームを利用する者（以下「利用者」という。）は、ルームを利用するに当たり、市長の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 無断で設備を使用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他センターの管理上不相当と認められる行為をしないこと。

（損傷又は滅失の届出及び賠償）

第8条 利用者は、ルームの施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により施設等に損傷又は滅失が認められるときは、現品又は相当の代価を利用者に請求するものとする。

3 賠償の請求を受けた者は、速やかに賠償しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。